

## 総合計画実施計画の改定方針

2015年度（平成27年度）を期首とする総合計画実施計画について、次の方針のもと改定を行うものとする。

1. 実施計画は原則として踏襲するが、市長交代に伴い、市長の方針を位置付ける。
2. これまでの進捗状況による改定は行わない。
3. 目標人口については、できる限り現状の人口の維持に努めるという方針に変更がないことから、目標値の変更は行わない。
4. 土地利用の方針については、まちの活力を高める観点から、個別方針について必要な修正を行う。
5. 効果的・効率的な自治体経営をより推進していく観点から、財政構造の転換及びSDGs（持続可能な開発目標）やスマートシティなど新たな取り組みの位置付けを目指す。
6. 個別計画・基幹計画の改定は、総合計画改定後に行うものとする。